

○阿蘇市空き家活用のためのリフォーム等支援事業補助金交付要綱

令和5年4月14日阿蘇市告示第60号

改正

令和6年3月25日阿蘇市告示第37号

令和7年6月23日阿蘇市告示第88号

阿蘇市空き家活用のためのリフォーム等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の利活用と移住定住促進のため、移住者が空き家バンクを通じて空き家を購入した場合の空き家のリフォーム又は家財道具等処分に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、阿蘇市補助金等交付規則(平成17年2月11日阿蘇市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク 阿蘇市空き家バンク要綱(平成28年2月8日告示第6号)による空き家情報を紹介する制度をいう。
- (2) 補助対象空き家 現に居住の用に供されていない(居住する者又は利用する者がいるが、いなくなることが明らかであると市長が認めるものを含む。)個人住宅で、空き家バンクに登録されている物件をいう。
- (3) リフォーム 空き家の機能又は性能を維持又は向上させるため、空き家の全部または一部の修繕、補修、更新、取替え等を行うことをいう。
- (4) 家財道具等処分 売買契約をした空き家内に存する家財道具等を処分することをいう。ただし、住宅解体に伴う家財道具等処分は含まない。
- (5) 移住者 阿蘇市外から阿蘇市内へ転入した者又はする予定の者をいう。ただし、転勤又は就学等に伴い、一時的に居住している者又は居住を予定する者を除く。
- (6) 所有者 補助対象空き家について所有権又は売却を行うことができる権利を有する者をいう。

- (7) 事業者 リフォームの事業を行う者をいう。
- (8) 一般廃棄物収集運搬許可業者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項又は第6項の規定による許可を受けた者をいう。
(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次のいずれにも該当する移住者とする。

- (1) 阿蘇市空き家バンク要綱第8条の規定による阿蘇市空き家バンク利用者台帳への登録を行っていること。
- (2) 補助金の交付申請日において、補助対象空き家の所有者となっていること。
- (3) 補助金の交付申請日において、阿蘇市へ転入した日から1年を経過しておらず、且つ5年以上当該空き家に居住する見込みがあること。(ただし、交付申請日以降に転入する予定である者も含む。)
- (4) 物件の売買契約を結んだ相手(補助対象空き家の前所有者)と3親等以内でないこと。

2 前項の規定に関わらず、申請しようとする事業において他制度による補助金を受けている者又は過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがある者は、補助対象者としなない。

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、事業者又は一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する次に掲げる事業であって、この補助金の交付決定のあった日の属する年度と同一の年度内に完了する事業とする。

- (1) 補助対象空き家のリフォーム工事
- (2) 補助対象空き家に残存する家財道具等の搬出及び処分
- (3) その他市長が適当と認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に係る経費とする。

2 前条第1号のリフォーム工事は、事業者が本市で事業を行い、請け負うものに限る。

3 前条第2号の収集及び処分は、一般廃棄物収集運搬許可業者が本市で事業を行い、請け負うものに限る。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費の2分の1以内の額(千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とし、上限額は次のとおりとする。

- (1) 補助対象空き家のリフォーム工事 100万円
- (2) 補助対象空き家に残存する家財道具等の搬出及び処分 20万円

(交付申請)

第7条 補助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業の施行前に、阿蘇市空き家活用のためのリフォーム等支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書の写し
- (2) 住民票の写し
- (3) 補助対象空き家の売買契約書の写し又は不動産登記事項証明書
- (4) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (5) 事業に係る見積書の写し、計画書(図面等)
- (6) 事業実施前の写真
- (7) 前6号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、阿蘇市空き家活用のためのリフォーム等支援事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(申請内容の変更等)

第10条 補助金の交付決定を受けた補助対象者は、第7条の規定により提出した書類の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、

阿蘇市空き家活用のためのリフォーム等支援事業補助金変更(中止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、阿蘇市空き家活用のためのリフォーム等支援事業補助金変更(中止)承認(不承認)通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定を受けた補助対象者は、事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過する日又は交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、阿蘇市空き家活用のためのリフォーム等支援事業完了報告書(様式第6号)に次に掲げる資料を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に要した費用の内訳が確認できる書類及び領収証の写し
- (2) 事業実施後の写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、速やかに内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、阿蘇市空き家活用のためのリフォーム等支援事業補助金交付確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(交付請求)

第13条 申請者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、阿蘇市空き家活用のためのリフォーム等支援事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(交付の取消し)

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。その場合は、阿蘇市空き家活用のためのリフォーム等支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第9号)を交付決定者に対し通知する。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 前2号のほか、市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。その場合は、阿蘇市空き家活用のためのリフォーム等支援事業補助金返還命令通知書(様式第10号)を交付決定者に対し通知する。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和8年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則 (令和6年3月25日阿蘇市告示第37号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年6月23日阿蘇市告示第88号)

この要綱は、告示の日から施行する。